

福岡県観光振興財源検討会議設置要綱

(設置目的)

第1条 観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例（平成28年福岡県条例第45号）第十二条及び第十二条第2項に規定する新たな税制を含めた財源に関する検討を具体的に進めるとともに、今後、継続的に観光振興を図っていくための新たな施策の必要性などについて具体的に検討するため、福岡県観光振興財源検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について審議、検討し、その結果について知事に報告する。

- (1) 観光振興のための新たな施策等に関すること
- (2) 観光振興のための新たな施策等に係る財源のあり方に関すること
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 検討会議は、別紙に定める委員で構成する。

(委員長)

第4条 検討会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、検討会議を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長が指名し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は原則として1年とし、再任又は延長を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(運営)

第6条 検討会議は、委員長が招集しその進行にあたる。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 検討会議の公開の方法は、委員長が委員に諮って決める。

(委員の欠席)

第7条 検討会議を欠席する委員は、委員長が認める代理人を出席させることができる。

2 検討会議を欠席する委員は、委員長を通じて、当該会議に附議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、商工部観光局観光政策課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月13日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月13日から施行する。

(別紙)

福岡県観光振興財源検討会議 委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	所属
いしはら すすむ 石原 進	一般社団法人 九州観光推進機構 会長
いのうえ よしひろ 井上 善博	福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長
じんの なおひこ 神野 直彦	東京大学 名誉教授 日本社会事業大学 学長
せいいち ともこ 勢一 智子	西南学院大学法学部 教授
せぐち たつや 瀬口 龍也	一般社団法人 日本旅行業協会九州支部 支部長
せん そうてつ 千 相哲	九州産業大学地域共創学部 学部長兼教授
としま こうじ 利島 康司	北九州商工会議所 会頭
はまだ よういち 濱田 洋一	公益社団法人 福岡県観光連盟 専務理事
ふじなが けんいち 藤永 憲一	福岡商工会議所 会頭
よしむら まさお 吉村 政穂	一橋大学大学院法学研究科 教授